東濃西部
消費生活相談のあれこれ

NO.11

発行：東濃西部広域行政事務組合

クリーニングトラブルの賠償

季節の変わり目で、秋冬の衣類に衣替えする季節となりました。クリーニング店に出してそのままクローゼットに入れっ放し、という人も多いと思います。クリーニングで縮みといったトラブルが発生した場合「クリーニング事故賠償基準」が賠償の基準となりますが、この制度が適用されるには「品物を受け取った日から６ヶ月以内」である必要があります。受取ったらすぐ、衣類を確認しなければなりません。また「S マーク店」「LD マーク店」がこの賠償基準を採用しています。マークは店頭に表示してありますので、クリーニング店を選ぶ一つの基準にするのもよいかもしれません。

ほんとーに こんな相談ありました

自宅の外構工事を工務店に依頼した。申込金が必要と言われたので２０万円を施工前に支払ったが、いつまでたっても施工してもらえない。解約して申込金を返還してもらいたい。

アドバイス

外構工事の契約は「請負契約」となります。民法では請負契約の場合は施工後の支払いとなっています。特約で「先払い」とすることは可能ですが、リスクを負うことを覚悟して契約しましょう。

新規・継続　8 月の相談件数

店舗販売	8
訪問販売	4
電話勧誘販売	4
通信販売	15
多重債務	4
その他	4
問い合わせ	1

製品に対する苦情やリコール情報の問合せなども当窓口で受付けています。市民の方から問い合わせがあったら、消費生活相談を案内してください。